

**公益財団法人 大阪ガスグループ福祉財団**  
**定 款**

**第1章 総則**

**(名称)**

**第1条** この法人は、公益財団法人 大阪ガスグループ福祉財団（以下、「本財団」という。）と称する。

2 本財団の英文名表記を、Osakagasgroup Welfare Foundation (OWF) とする。

**(事務所)**

**第2条** 本財団は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

**第2章 目的及び事業**

**(目的)**

**第3条** 本財団は、高齢者の福祉に関する諸活動を助成し、また自ら行い、もってわが国の高齢者の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

**(事業)**

**第4条** 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者の福祉に関する諸事業及び調査研究事業に対する助成
- (2) 高齢者の活性化・健康の維持及び増進に関する事業の推進
- (3) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県及び和歌山県において行うものとする。

**第3章 資産及び会計**

**(財産の種別)**

**第5条** 本財団の財産は、基本財産、特定資産及び運用財産の3種類とする。

**(基本財産)**

**第6条** 本財団の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会及び評議員会で別に定める財産をもって基本財産とする。

2 基本財産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

**(特定資産等)**

**第7条** 基本財産以外の財産は、特定資産及び運用財産とする。

2 特定資産は、本財団が特定の目的のために保有する財産で、その取扱いについては理事会で別に定める。

3 運用財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。

#### (財産の管理及び運用)

**第8条** 本財団の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会で別に定める。

#### (事業年度)

**第9条** 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

**第10条** 本財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

#### (事業報告及び決算)

**第11条** 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第2号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### (公益目的取得財産残額の算定)

**第12条** 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日に

おける公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評 議 員

### (評議員)

第13条 本財団に、評議員5名以上10名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- へ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次の団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
  - ①国の機関
  - ②地方公共団体
  - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人

(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

- 3 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届けるものとする。

#### (評議員の任期)

- 第15条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (評議員に対する報酬等)

- 第16条** 評議員に対して、各事業年度の支給総額が150万円を越えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 評議員会

#### (構成)

- 第17条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### (権限)

- 第18条** 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 評議員の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の選任及び解任
  - (3) 理事及び監事の報酬等の額
  - (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産計算書)の承認
  - (6) 定款の変更
  - (7) 残余財産の処分
  - (8) 基本財産の処分又は除外の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

**(開催)**

**第19条** 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催することができる。

**(招集)**

**第20条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

**(招集の通知)**

**第21条** 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、書面で招集の通知を発しなければならない。

**(評議員会の議長)**

**第22条** 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

**(決議)**

**第23条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

**(評議員会への報告の省略)**

**第24条** 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

### (議事録)

**第25条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから評議員会において選出された議事録署名人2名が記名押印する。

## 第6章 役員

### (役員の設定)

**第26条** 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
  - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
  - 3 前項の理事長及び専務理事をもって法人法上の代表理事とする。

### (役員を選任)

**第27条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として政令で定めるものである理事の合計数は理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 監事は、本財団の評議員又は理事もしくは使用人を兼ねることができない。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

### (理事の職務及び権限)

**第28条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

**第29条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

**第30条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

**第31条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

**第32条** 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

#### (役員損害賠償責任の一部免除)

**第33条** 本財団は、理事及び監事の法人法第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第7章 理事会

#### (構成)

**第34条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

**第35条** 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本財団の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

**(招集)**

**第36条** 理事会は、毎事業年度2回以上、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、理事長は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(1) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき

(2) 法令に定めるところにより監事から理事長に招集の請求があったとき

4 前項の請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、臨時理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

**(理事会の議長)**

**第37条** 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が議長を代行する。

**(決議)**

**第38条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

**(理事会への報告の省略)**

**第39条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第4項の規定による報告については、適用しない。

**(議事録)**

**第40条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 助成選考委員会

**(設置等)**

**第41条** 本財団に、助成選考委員会を置く。

2 前項の委員会は、5名以上7名以内の助成選考委員で構成する。

- 3 第1項の委員会は、定款の第4条第1項に掲げる助成事業の対象について選考を行い、これを理事会に付議する。
- 4 第1項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 5 第1項の委員会の議事の運営の細則は理事会において定める。

## 第9章 事務局

### (設置等)

- 第42条** 本財団の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 定款の変更、合併及び解散等

### (定款の変更)

- 第43条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

### (解散)

- 第44条** 本財団は、基本財産の滅失による本財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第45条** 本財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

- 第46条** 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

### (公告の方法)

- 第47条** 本財団の公告は、電子公告による。

## 第12章 補則

### (委任)

- 第48条** この定款に定めるもののほか、本財団の運営に必要な事項は、理事会の決議に

より別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本財団の登記日の理事、監事は、次のとおりとする。

理事

領木新一郎、北村嘉朗、阿部裕、石橋三洋、井村裕夫、武田政義、中川和雄、山崎圭、中井稔

監事

福島由堯、俣野芳樹
- 4 本財団の最初の代表理事は、領木新一郎及び北村嘉朗とする。
- 5 本財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

岩田克夫、岡本榮一、木村陽子、後藤武、山田義夫、三浦伸一、野村明雄、出田善蔵、槇野勝美